

鳥取県脱炭素人材育成支援補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県脱炭素人材育成支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、県内事業者の脱炭素化に向けて専門的なアドバイスができる人材の育成に取り組む県内の金融機関又は団体等を支援することを目的として交付する。

（補助金の交付）

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

- 第4条 本補助金の交付申請は、毎年9月30日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

- 第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

- 第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
 - 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（雑則）

- 第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、脱炭素社会推進課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月28日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
脱炭素人材 育成事業	県内事業者の脱炭 素化に向けて専門 的なアドバイスが できる脱炭素人材 の育成に取り組む 県内の金融機関又 は団体等	補助対象経費は、事業実施主体に所属する従 業員等に対し、脱炭素アドバイザー資格制度 認定ガイドライン（令和5年3月31日環境 省）に基づき認定された資格を取得させるた めに必要な経費（受験料、講習・教材費又は 従業員等への奨励金等）とし、事業実施主体 の恒常的な人件費及び事務的経費並びに事業 実施主体の県外拠点に勤務する者に係る経費 は補助対象外とする。	資格制度の類型ごとに、次に掲げる とおりとする。 （1）環境省認定制度 脱炭素アド バイザー ベーシック 1／2 （2）環境省認定制度 脱炭素アド バイザー アドバンスト 1／2 （3）環境省認定制度 脱炭素シニ アアドバイザー 1／3	第4欄に掲げる資格制度の類 型ごとに、次に掲げる額を限 度額とし、その合計額は、300 千円を上限とする。 （1）資格取得者一人当たり 10千円 （2）同30千円 （3）同50千円

- 1 認定資格の取得状況一覧表（別紙）
- 2 認定資格を取得したことを証明する資料

様式第 1 号 別紙（第 7 条関係）

認定資格の取得状況一覧表

番号	氏名	所属	類型	認定資格	取得年月日
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
1 0					

※適宜、行を追加してください。

鳥取県脱炭素人材育成事業収支予算（決算）書

1 収入の部 (単位：円)

区分	予算額（決算額）	内訳
県補助金		
自己財源		
その他収入		
合計		

2 支出の部 (単位：円)

区分	予算額（決算額）	内訳
(1) ベーシック		
(2) アドバンス		
(3) シニアアドバイザー		
合計		

添付書類

【交付申請時】

- 1 補助対象経費の内訳が分かる資料（見積書等の写し）

【実績報告時】

- 1 補助事業に係る契約書又は注文書等の写し
2 支出証拠書類（領収書等の写し）

年 月 日

様

職 氏 名 印

令和 年度鳥取県脱炭素人材育成支援補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県脱炭素人材育成支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「脱炭素人材育成事業」とし、その内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県脱炭素人材育成支援補助金交付要綱（令和7年4月28日付第202500029627号生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所

申請者 氏 名

（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

令和 年度鳥取県脱炭素人材育成事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあった鳥取県脱炭素人材育成支援補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 交付された補助金等の額の確定額

金 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還額（2 から 3 の額を差し引いた額）

金 円

5 添付資料

- （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- （3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）